

国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の
電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請
書

中途

税務署受付印

		※整理番号		
平成 年 月 日 税務署長殿 (所轄外税務署長) 税務署長殿	(フリガナ) 住所又は居所 <small>(法人の場合)</small> 本店又は主たる事務所の所在地	(電話番号 - -)		
	(フリガナ) 名称 (屋号)			
	法人番号			
	(フリガナ) 氏名 <small>(法人の場合)</small> 代表者氏名	④		
	(フリガナ) <small>(法人の場合)</small> 代表者住所	(電話番号 - -)		
電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第5条第3項 の承認を受けたいので、同法 第6条第1項 の規定により申請します。 第6条第2項				
1 承認を受けようとする国税関係帳簿書類の種類、電磁的記録の保存に代える日及び保存場所等				
帳簿書類の種類		電磁的記録の保存に代える日	納税地等 (上段)	
根拠税法	名称等	(当初の承認を受けた年月日等)	保存場所 (下段)	
		年 月 日 (年 月 日)		
		年 月 日 (年 月 日)		
		年 月 日 (年 月 日)		
		年 月 日 (年 月 日)		
		年 月 日 (年 月 日)		
		年 月 日 (年 月 日)		
		年 月 日 (年 月 日)		
		年 月 日 (年 月 日)		
		年 月 日 (年 月 日)		
		年 月 日 (年 月 日)		
		年 月 日 (年 月 日)		
税理士署名押印		④		
※税務署処理欄	同時提出申請書		回付先	
	個人(消費)・資産・資料・法人(消費)・源泉 諸税・酒()		管理運営 ⇨	個人・資産・資料・法人・源泉 諸税・酒・局()
	通信日付印	確認印	みなし承認年月日	入力年月日
年 月 日		年 月 日	年 月 日	
			入力担当者	番号確認 (摘要)

2 所轄外税務署長を経由して提出する理由（法第6条第6項の規定を適用しようとする場合）					
3 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた国税関係帳簿書類の種類及びその年月日（この申請に係る国税関係帳簿書類について、電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合）					
区 分	対象となった帳簿書類の種類		届出書の提出 通知書の受理	年月日	対象となった保存方法
	根拠税法	名 称 等			
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日		電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日		電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日		電磁的記録・COM
4 COMによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする期間					
① 保存期間のうち保存期間の初日から（ ）が経過した日以後の期間					
② 保存期間の全期間					
5 承認を受けようとする国税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機の概要					
区 分	メーカー名	機 種 名	台 数	運用形態	設 置 場 所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
6 承認を受けようとする国税関係帳簿書類の作成に使用するプログラムの概要					
区 分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備 考
	メーカー名	商 品 名 等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					

7 財務省令に定める要件を満たすためにとろうとする措置

《注意事項》

- 1 法第4条第1項（国税関係帳簿の電磁的記録による保存等）の承認を受けている国税関係帳簿について承認を受けようとする場合は、(1)から(11)に掲げる事項について記載する必要があります。
- 2 法第4条第2項（国税関係書類の電磁的記録による保存）の承認を受けている国税関係書類について承認を受けようとする場合は、(4)及び(7)から(11)に掲げる事項について記載する必要があります。ただし、「4 COMによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする期間」で①を選択した場合は、(5)及び(6)に掲げる事項についても記載する必要があります。

国 税 関 係 帳 簿 の 保 存 等 に 固 有 の 措 置	(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置（第3条第1項第1号イ関係） <input type="checkbox"/> データを直接に訂正し又は削除することができるが、その事実及び内容が自動的に記録されるシステムを使用する。 <input type="checkbox"/> データを直接に訂正し又は削除することができないシステムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳（当初データの特定に必要な情報を付加）を入力することにより行う。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 []
	※ 該当する場合のみ記載してください。 <input type="checkbox"/> ただし、入力日から[]日間に限っては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない（内部規程等でこの旨を定める）。
	(2) 追加入力した事実の確認に関する措置（第3条第1項第1号ロ関係） <input type="checkbox"/> 入力データに入力年月日の情報を自動的に付加する（付加した情報を訂正し又は削除することができない）システムを使用する。 <input type="checkbox"/> 入力データに個々のデータを特定することができる情報〔 <input type="checkbox"/> 一連番号、 <input type="checkbox"/> 伝票番号、 <input type="checkbox"/> その他（ ）〕を自動的に付加する（付加した情報を訂正し又は削除することができない）システムを使用する。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 []
	(3) 国税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置（第3条第1項第2号関係） <input type="checkbox"/> 〔 <input type="checkbox"/> 一連番号、 <input type="checkbox"/> 伝票番号、 <input type="checkbox"/> その他（ ）〕により国税関係帳簿間の関連性を確認することができるようにする。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 []
国 税 関 係 書 類 帳 簿 の 保 存 に 共 通 の 措 置	(4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置（第3条第1項第3号関係） <input type="checkbox"/> 次の名称の書類を備え付ける。 ① システムの概要を記載した書類 [] ② システムの開発に際して作成した書類 [] ③ システムの操作説明書 [] ④ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類（又は処理委託契約書）及び電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類 []
国 税 関 係 帳 簿 の 保 存 に 固 有 の 措 置 （国税関係書類の保存の一部として認められる措置）	(5) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置（第3条第1項第4号関係） <input type="checkbox"/> 電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明りょうな状態で出力することができるようにする。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 []

(国税関係書類の保存の一部にも該当) 国税関係帳簿の保存等に固有の措置	<p>(6) 検索機能の確保に関する措置（第3条第1項第5号、第3条第2項関係）</p> <p><input type="checkbox"/> 記録項目を検索の条件として設定することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">検索の条件として設定することができる記録項目</th> <th>主な帳簿書類名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/>取引年月日</td> <td><input type="checkbox"/>勘定科目</td> <td><input type="checkbox"/>取引金額</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/> 日付け又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。</p> <p><input type="checkbox"/> 二以上の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。</p>	検索の条件として設定することができる記録項目				主な帳簿書類名	<input type="checkbox"/> 取引年月日	<input type="checkbox"/> 勘定科目	<input type="checkbox"/> 取引金額	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	検索の条件として設定することができる記録項目				主な帳簿書類名																					
	<input type="checkbox"/> 取引年月日	<input type="checkbox"/> 勘定科目	<input type="checkbox"/> 取引金額	<input type="checkbox"/>																						
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																						
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																						
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																							
<p>(7) COMの作成等に関する事務手続関係書類等の備付けに関する措置（第4条第1項第1号関係）</p> <p><input type="checkbox"/> COMの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類として次の名称の書類を備え付ける。</p> <p style="text-align: center;">[]</p> <p><input type="checkbox"/> ①保存義務者（又は事務責任者）の電磁的記録が真正に出力され、COMが作成された旨を証する記載及び記名押印、②COMの作成責任者の記名押印、③COMの作成年月日が記載された書類を備え付ける。</p>																										
<p>(8) COMの索引簿の備付けに関する措置（第4条第1項第2号、第4条第2項関係）</p> <p><input type="checkbox"/> 帳簿書類の種類などを特定し、対応するCOMを探し出すことができる索引簿を備え付ける。</p> <p><input type="checkbox"/> 索引簿の備付けに代え、COMフィッシュのヘッダーに所要の事項を出力し、これをフィッシュアルバムに整然と収納する。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <p style="text-align: center;">[]</p>																										
<p>(9) COMの索引の出力に関する措置（第4条第1項第3号関係）</p> <p><input type="checkbox"/> COMごとの記録事項の索引をそれぞれのCOMに出力する。</p>																										
<p>(10) マイクロフィルムリーダープリンタの備付け及び出力に関する措置（第4条第1項第4号関係）</p> <p><input type="checkbox"/> COMの保存をする場所に出力のためのマイクロフィルムリーダープリンタを備え付けて、COMの内容をマイクロフィルムリーダープリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明りょうな状態で出力することができるようにする。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <p style="text-align: center;">[]</p>																										
<p>(11) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置（第4条第1項第5号関係）</p> <p>※ 次の措置をとろうとする場合は、(5)又は(6)についても記載してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記(5)及び(6)の措置をとって電磁的記録を保存する。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記(6)の機能に相当するCOMの記録事項の検索をすることができる機能を確保する。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <p style="text-align: center;">[]</p>																										
8 その他参考となる事項																										

添付書類	<p>1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類</p> <p>2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し）</p> <p>3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類</p>
------	--